

議案第 80 号

勝山市職員定数条例の一部改正について

勝山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、企業職員の定数を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員定数条例の一部を改正する条例

勝山市職員定数条例(昭和43年勝山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 企業職員 <u>11</u>	(職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 企業職員 <u>13</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。